広島市告示第５８９号

平成２４年１２月１７日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８２条第２項の規定により，次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので，同法第８５条第２号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
名称	名称	所在地		
医療法人社団わだ内科医院	わだ内科居宅介護支援事業所	広島市中区大手町五丁目７番１０号アクシーズビル７０１号室	平成24年12月31日	居宅介護支援

広島市告示第５９０号

平成２４年１２月１７日

開発行為に関する工事が完了したので，都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により次のとおり公告します。

広島市長　松　井　一　實

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
　広島市安芸区畑賀町字下垣内筋の１３０８番１の一部，１３０８番２の一部及び１３０８番３の一部
２　開発面積
　Ａ＝１９７．８９㎡
３　許可を受けた者の住所及び氏名
　広島市東区牛田本町六丁目２番１３－１０１号
　大津　啓悟
４　検査済証交付年月日
　平成２４年１２月１７日

広島市告示第５９１号

平成２４年１２月１７日

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５８条第１項の規定に基づき，広島市の事業ごみに係る固形状一般廃棄物処分手数料の収納事務を次のとおり委託したので，同条第２項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

１　委託を受けた者

氏　名		代表理事　仲田　淳嗣
住　所		広島市西区草津新町１－２１－３５
事業所	名称	協同組合　広島インテリジェントセンター
	所在地	広島市西区草津新町１－２１－３５

２　委託した期間
　契約締結日から平成２５年３月３１日まで

広島市告示第５９２号

平成２４年１２月１９日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７１条第４項の規定に基づき，経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任させるので告示します。

広島市長　松　井　一　實

１　委任を受ける分任出納員
　競輪事務局（サテライト阪神）　職員　井上　克己
２　委任させる事務
　⑴　広島市競輪特別会計規則第２条第２項に規定する収納金の収納
　⑵　広島市競輪特別会計規則第４条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
３　委任年月日
　平成２５年３月５日
４　委任期間
　平成２５年３月５日から同月１４日まで

広島市告示第５９３号

平成２４年１２月１９日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７１条第４項の規定に基づき，経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任させるので告示します。

広島市長　松　井　一　實

１　委任を受ける分任出納員
　別紙のとおり。
２　委任させる事務
　⑴　広島市競輪特別会計規則第２条第２項に規定する収納金の収納
　⑵　広島市競輪特別会計規則第４条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
３　委任年月日
　平成２５年３月５日
４　委任期間
　平成２５年３月５日から同月２９日まで

別紙

設置場所	取扱場所	職名	氏名
競輪事務局	玉野競輪場	職員	山下　浩二
競輪事務局	サテライト笠岡	職員	若松　秀敏
競輪事務局	防府競輪場	職員	大田　稔
競輪事務局	サテライト宇部	職員	河村　健一
競輪事務局	高松競輪場	職員	黒田　益光
競輪事務局	小松島競輪場	職員	坂東　大介
競輪事務局	サテライト南国	職員	木村　祐介
競輪事務局	サテライト安田	職員	武田　昌史
競輪事務局	松山競輪場	職員	高須　篤律

競輪事務局	サテライト	職員	大野　精毅
競輪事務局	サテライト西予	職員	芳之内　克暢
競輪事務局	青森競輪場	職員	内山　儀彦
競輪事務局	サテライト石鳥谷	職員	吉田　光秀
競輪事務局	奈良競輪場	職員	村本　彰
競輪事務局	京都向日町競輪場	職員	岸本　勇雄
競輪事務局	和歌山競輪場	職員	小松　太賀雄
競輪事務局	サテライト大阪	職員	根耒　慶悟
競輪事務局	久留米競輪場	職員	梶原　晋次
競輪事務局	サテライト北九州	職員	湯前　亘裕
競輪事務局	サテライト中洲	職員	市川　照幸
競輪事務局	別府競輪場	職員	高橋　修司
競輪事務局	サテライト阿久根	職員	橋本　昌宣

広島市告示第５９４号

平成２４年１２月１９日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７１条第４項の規定に基づき，経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任させるので告示します。

広島市長　　松　井　一　實

１　委任を受ける分任出納員

別紙のとおり。

２　委任させる事務

⑴　広島市競輪特別会計規則第２条第２項に規定する収納金の収納

⑵　広島市競輪特別会計規則第４条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）

３　委任年月日

平成２５年３月１５日

４　委任期間

平成２５年３月１５日から同月２９日まで

別紙

設置場所	取扱場所	職名	氏名
競輪事務局	サテライト阪神	職員	井上　克己

広島市告示第５９５号

平成２４年１２月１９日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５５条において準用する同法第４９条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので，生活保護法第５５条の２第１号の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地（出張専業の場合は施術者の住所）		
飛田　紘明	ケアウイング曙	広島市東区曙五丁目3-31　ローズリバー3階	あん摩・マッサージ	平成２４年３月２１日
山本　儀雄	アコー訪問マッサージ治療院	広島市東区戸坂中町1-11	あん摩・マッサージ	平成２４年１２月１２日
奥谷　真悟	己斐鍼灸整骨院	広島市西区己斐中一丁目3-11	柔道整復	平成２４年１２月１日
佐々木　晶裕	長東鍼灸整骨院	広島市安佐南区長東四丁目9-4	柔道整復	平成２４年１２月１日

広島市告示第５９６号

平成２４年１２月１９日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５５条において準用する同法第５０条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので，生活保護法第５５条の２第２号の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

施術者	施術所		業務の種類	廃止年月日
	名称	所在地		
土田　和秀	ケアウイング曙	広島市東区曙五丁目3-31　ローズリバー3階	あん摩・マッサージ	平成２４年３月２０日
佐々木　晶裕 平本　安美	己斐鍼灸整骨院	広島市西区己斐中一丁目3-11	柔道整復	平成２４年１１月３０日
稲村　卓也	からだ堂長東鍼灸整骨院	広島市安佐南区長東四丁目9-4	柔道整復	平成２４年１１月３０日

広島市告示第５９７号

平成２４年１２月２０日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので，下水道法（昭和３３年法律第７９号）第９条第１項の規定により告示します。

なお，関係図面は，下水道局計画調整課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

１　供用を開始する年月日

平成２４年１２月２０日

２　下水を排除する区域及び排水施設の方式

別紙のとおり。

３　供用を開始する排水施設の位置

下水道局計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。

（別　紙）

区分	下水を排除する区域		排水施設の方式
	区名	町名	
汚水及び雨水を排除	東区	牛田新町三丁目の一部	
	安佐南区	川内六丁目の一部	
	東区	福田二丁目及び馬木五丁目の各一部	

汚水を排除	西区	井口二丁目の一部	分流式
	安佐南区	川内六丁目，高取南一丁目，祇園三丁目，沼田町大字伴及び沼田町大字大塚の各一部	
	安佐北区	上深川町，深川七丁目，可部町大字南原，可部町大字桐原，可部三丁目及び可部東六丁目の各一部	
	安芸区	中野東二丁目の一部	

広島市告示第５９８号

平成２４年１２月２０日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を，次のとおり開始するので，下水道法（昭和３３年法律第７９号）第９条第２項において準用する同条第１項の規定により告示します。

なお，関係図面は，下水道局計画調整課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

１　下水の処理を開始する年月日

平成２４年１２月２０日

２　下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称

別紙のとおり。

（別　紙）

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区　名	町　名	
東区	福田二丁目及び牛田新町三丁目の各一部	位置：広島市西区扇一丁目１番１号 名称：広島市西部水資源再生センター
西区	井口二丁目の一部	
安佐南区	川内六丁目，高取南一丁目，祇園三丁目，沼田町大字伴及び沼田町大字大塚の各一部	
安佐北区	上深川町，深川七丁目，可部町大字南原，可部町大字桐原，可部三丁目及び可部東六丁目の各一部	
東区	馬木五丁目の一部	位置：広島市南区向洋沖町１番１号 名称：太田川流域下水道東部浄化センター
安芸区	中野東二丁目の一部	

広島市告示第５９９号

平成２４年１２月２０日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので，広島市下水道条例（昭和４７年広島市条例第９６号）第３３条第２項の規定により告示します。

なお，関係図面は，下水道局計画調整課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

１　供用を開始する年月日

平成２４年１２月２０日

２　汚水を排除し，及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

汚水を排除し，及び処理する区域	排水処理施設の名称
安佐北区白木町大字小越の一部	井原高南農業集落排水処理施設
安佐北区白木町大字秋山の一部	井原高南農業集落排水処理施設
安佐北区安佐町大字小河内の一部	小河内農業集落排水処理施設

広島市告示第６００号

平成２４年１２月２０日

開発行為に関する工事が完了したので，都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により次のとおり公告します。

広島市長　松　井　一　實

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市安佐北区可部一丁目１０６８－１

２　開発面積

２８９８．５４㎡

３　許可を受けた者の住所及び氏名

広島市安佐南区八木町２５２番地

松本　勝

４　検査済証交付年月日

平成２４年１２月２０日

広島市告示第６０１号

平成２４年１２月２０日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条又は第１１条の規定に基づき保管している自転車等について，所有権を取得したので告示します。

なお，関係台帳は，広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示第６０２号

平成２４年１２月２５日

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項において準用する同法第１９条第１項の規定により，広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）用途地域を変更したので，同法第２１条第２項において準用する同法第２０条第１項の規定により，次のとおり告示します。

なお，都市計画法第２０条第２項の規定により，関係図書を広島市都市整備局都市計画課，南区役所建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

１　都市計画の種類

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）用途地域

２　都市計画を変更した土地の区域

広島市南区の青崎一丁目，青崎二丁目，東青崎町，堀越一丁目，小磯町の各一部

３　縦覧場所

⑴　広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号
広島市都市整備局都市計画課

⑵　広島市南区皆実町一丁目５番４４号
南区役所建設部建築課

広島市告示第６０３号

平成２４年１２月２５日

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項において準用する同法第１９条第１項の規定により，広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）防火地域及び準防火地域を変更したので，同法第２１条第２項において準用する同法第２０条第１項の規定により，次のとおり告示します。

なお，都市計画法第２０条第２項の規定により，関係図書を広島市都市整備局都市計画課，南区役所建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

１　都市計画の種類

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）防火地域及び準防火地域

２　都市計画を変更した土地の区域

広島市南区の東青崎町，堀越一丁目の各一部

３　縦覧場所

⑴　広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号
広島市都市整備局都市計画課

⑵　広島市南区皆実町一丁目５番４４号
南区役所建設部建築課

広島市告示第６０４号

平成２４年１２月２５日

開発行為に関する工事が完了したので，都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により次のとおり公告します。

広島市長　松　井　一　實

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市安佐南区大塚西六丁目７０６６番２

２　開発面積

４，１５８．９９㎡

３　許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区博多駅東二丁目１０番１号第一福岡ビルＳ館４階
株式会社コスモス薬品
代表取締役　宇野　正晃

４　検査済証交付年月日

平成２４年１２月２５日

広島市告示第６０５号

平成２４年１２月２５日

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５８条第１項の規定に基づき，広島市の事業ごみに係る固形状一般廃棄物処分手数料の収納事務を次のとおり委託したので，同条第２項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

１　委託を受けた者

氏　名		代表取締役　篠田　典明
住　所		広島県安芸郡坂町北新地二丁目３番４１号
事業所	名称	株式会社 フジマート
	所在地	広島県安芸郡坂町北新地二丁目３番４１号

２　委託した期間

契約締結日から平成２５年３月３１日まで

広島市告示第６０９号

平成２４年１２月２７日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第４９条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，医療扶助のための医療を担当する機関として，次に掲げる機関を指定したので，生活保護法第５５条の２第１号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

名　称	所　在　地	指定年月日
中央公園歯科クリニック	広島市中区基町18-2-2	平成24年12月1日
ピーチ薬局　鉄砲町店	広島市中区鉄砲町3-18	平成24年12月1日
霞クリニック	広島市南区東雲本町一丁目2-27	平成24年12月1日
イオン薬局　みゆき店	広島市南区宇品御幸一丁目9-12	平成24年12月1日
医療法人社団　恵正会 にのみや往診クリニック	広島市安佐北区可部五丁目9-3	平成24年12月1日

広島市告示第６１０号

平成２４年１２月２７日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５０条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので，生活保護法第５５条の２第２号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

名　　称	所　在　地	廃止年月日
中央公園歯科クリニック	広島市中区基町18-2-2	平成24年10月31日
日本調剤　広島八丁堀薬局	広島市中区八丁堀13-16	平成24年11月30日
重田産婦人科	広島市安芸区船越南三丁目1-21	平成24年11月30日

広島市告示第６１１号

平成２４年１２月２７日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７１条第４項の規定に基づき，会計管理者の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長　松　井　一　實

１　委任を受けた出納員
　環境局施設部施設課
　課長　深井　美孝
２　委任をさせた事務
　環境局佐伯工場出納員が平成２４年１０月３１日に収納した固形状一般廃棄物焼却処分手数料の会計管理者口座への払込
３　委任年月日
　平成２４年１１月１日
４　委任期間
　平成２４年１１月１日（１日間）

広島市告示第６１２号

平成２４年１２月２８日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７５条第２項及び第１１５条の５第２項の規定により，次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので，同法第７８条第２号及び第１１５条の１０第２号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
名称	名称	所在地		
株式会社ハーモニー	介護付有料老人ホームハーモニーみゆき	広島市南区宇品御幸一丁目１５番７号	平成24年12月31日	特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

広島市告示第６１３号

平成２４年１２月２８日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５５条において準用する同法第４９条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので，生活保護法第５５条の２第１号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

施　術　者	施　術　所		業務の種類	指定年月日
	名　称	所　在　地（出張専業の場合は施術者の住所）		
隅田　弥生	―（出張専業）	広島市東区戸坂くるめ木二丁目19-10	あん摩・マッサージ	平成２４年１２月２１日

広島市告示（中区）第２３０号

平成２４年１２月６日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第２３１号

平成２４年１２月６日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第２３２号

平成２４年１２月６日

小町第二自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた下記自転車等については，１１月３０日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（中区）第２３３号

平成２４年１２月６日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第２３４号

平成２４年１２月６日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市

条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第２３５号

平成２４年１２月６日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第２３６号

平成２４年１２月１３日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第２３７号

平成２４年１２月１３日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第２３８号

平成２４年１２月１３日

袋町小学校地下自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた下記自転車等については，１２月７日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（中区）第２３９号

平成２４年１２月１３日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第２４０号

平成２４年１２月１３日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第２４１号

平成２４年１２月１３日

広島バスセンター西自転車等駐車場Ｂ内に，長期間駐車されていた下記自転車等については，１２月１１日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（中区）第２４２号

平成２４年１２月１３日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第２４３号

平成２４年１２月１３日

西新天地自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた下記自転車等については，１２月１２日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（中区）第２４４号

平成２４年１２月２１日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第２４５号

平成２４年１２月２１日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第２４６号

平成２４年１２月２１日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第２４７号

平成２４年１２月２１日

広島バスセンター西自転車等駐車場Ｂ内に，長期間駐車されていた下記自転車等については，１２月１８日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（中区）第２４８号

平成２４年１２月２６日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係書類は，広島市中区建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

記

１．番号　第１号
２．年月日　平成２４年１２月２６日
３．道路の位置（地名・地番）
　広島市中区舟入川口町２０番１４の一部
４．幅員及び延長
　幅員　４．３０ｍ
　延長　２２．６１ｍ

広島市告示（中区）第２４９号

平成２４年１２月２８日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第２５０号

平成２４年１２月２８日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第２５１号

平成２４年１２月２８日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第２５２号

平成２４年１２月２８日

相生自転車等駐車場内，広島バスセンター西自転車等駐車場Ａ内及び西新天地自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた下記自転車等については，１２月２６日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（中区）第２５３号

平成２４年１２月２８日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（東区）第１１０号

平成２４年１２月６日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条第１項の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（東区）第１１１号

平成２４年１２月１０日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条第１項の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（東区）第１１２号

平成２４年１２月１２日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条第１項の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（東区）第１１３号

平成２４年１２月１３日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条第１項の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（東区）第１１４号

平成２４年１２月１３日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は，平成２４年１２月１３日から同年１２月２７日まで，広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

区　分	路線名等	所　　在（起点及び終点）
里　道	東３区２１８号里道	中山南二丁目１１番２地先から１１番２地先まで

広島市告示（東区）第１１５号

平成２４年１２月１８日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条第１項の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（東区）第１１６号

平成２４年１２月２１日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条第１項の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（東区）第１１７号

平成２４年１２月２５日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条第１項の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（東区）第１１８号

平成２４年１２月２６日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市

条例第９８号）第１１条２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条第１項の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（南区）第１８８号

平成２４年１２月３日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は，平成２４年１２月３日から同月１７日まで，広島市南区役所建設部維持管理課において，一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

区分	新旧別	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	旧	南２区４３号里道	堀越二丁目５４８番地先から堀越二丁目５４６番１まで
里道	新	南２区４３号里道	堀越二丁目５５１番地先から堀越二丁目５４６番１まで

広島市告示（南区）第１８９号

平成２４年１２月５日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（南区）第１９０号

平成２４年１２月５日

青崎駐輪場内に，長期間駐車されていた下記の自転車等については，１１月２９日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので，告示します。

なお，１か月間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（南区）第１９１号

平成２４年１２月５日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（南区）第１９２号

平成２４年１２月５日

広島駅南口第三自転車等駐車場及び広島駅南口第五自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた下記の自転車等については，１１月２７日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので，告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（南区）第１９３号

平成２４年１２月１３日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（南区）第１９４号

平成２４年１２月１３日

広島駅南口第三自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた下記の自転車等については，１２月５日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので，告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（南区）第１９５号

平成２４年１２月１３日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（南区）第１９６号

平成２４年１２月１３日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（南区）第１９７号

平成２４年１２月１３日

広島駅南口第三自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた下記の自転車等については，１２月１１日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので，告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（南区）第１９８号

平成２４年１２月１３日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（南区）第１９９号

平成２４年１２月１３日

広島駅南口第五自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた下記の自転車等については，１２月１２日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので，告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（南区）第２００号

平成２４年１２月２６日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（南区）第２０１号

平成２４年１２月２６日

広島駅南口第二自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた下記の自転車等については，１２月１７日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので，告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（南区）第２０２号

平成２４年１２月２６日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（南区）第２０３号

平成２４年１２月２６日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（南区）第２０４号

平成２４年１２月２６日

広島駅南口第五自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた下記の自転車等については，１２月２０日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので，告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（南区）第２０５号

平成２４年１２月２６日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（南区）第２０６号

平成２４年１２月２６日

広島駅南口第五自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた下記の自転車等については，１２月２１日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので，告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（南区）第２０７号

平成２４年１２月２６日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（南区）第２０８号

平成２４年１２月２６日

広島駅南口第三自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた下記の自転車等については，１２月２５日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので，告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（南区）第２０９号

平成２４年１２月２６日

青崎駐輪場内に，長期間駐車されていた下記の自転車等については，１２月２５日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので，告示します。

なお，１か月間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（南区）第２１０号

平成２４年１２月２６日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第８６条の２第１項の規定に基づき，次の一団地を認定しました。

広島市長　松　井　一　實

1　一団地の名称　広島大学霞団地
2　一団地の区域　広島市南区霞一丁目２番１
3　認定番号　第Ｈ２４認定通知広島市建築００００７号
4　認定年月日　平成２４年１２月２６日

広島市告示（南区）第２１１号

平成２４年１２月２６日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は，平成２４年１２月２６日から平成２５年１月９日まで，広島市南区役所建設部維持管理課において，一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

区分	新旧別	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	旧	南２区２５号里道	堀越一丁目４８４番２地先から堀越一丁目４６４番１地先まで
里道	新	南２区２５号里道	堀越一丁目４８２番地先から堀越一丁目４４６番５地先まで

広島市告示（西区）第１４４号

平成２４年１２月４日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（西区）第１４５号

平成２４年１２月４日

別紙駐輪場内に，長期間駐車されていた別紙の自転車については，１１月３０日広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（西区）第１４６号

平成２４年１２月４日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（西区）第１４７号

平成２４年１２月７日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により自転車を撤去し，保管したので，同条例第12条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（西区）第１４８号

平成２４年１２月７日

別紙駐輪場内に，長期間駐車されていた別紙の自転車については，１２月６日広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（西区）第１４９号

平成２４年１２月１１日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（西区）第１５０号

平成２４年１２月１７日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（西区）第１５１号

平成２４年１２月２１日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により自転車を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（西区）第１５２号

平成２４年１２月２１日

別紙駐輪場内に，長期間駐車されていた別紙の自転車については，１２月１８日広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（西区）第１５３号

平成２４年１２月２５日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（西区）第１５４号

平成２４年１２月２８日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（西区）第１５５号

平成２４年１２月２８日

別紙駐輪場内に，長期間駐車されていた別紙の自転車については，１２月２６日広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（安佐南区）第１０６号

平成２４年１２月３日

長期間駐車されていた別紙自転車等については，平成２４年１１月２９，３０日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については処分します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（安佐南区）第１０７号

平成２４年１２月３日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は，広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長　松　井　一　實

１	指定番号	第１８号
２	指定年月日	平成２４年１２月３日
３	道路の位置	広島市安佐南区緑井五丁目１２３０番３の一部，１２３１番６の一部，１２３１番７の一部，１２３２番２の一部，１２５５番２の一部及び１２５６番３の一部
４	幅員及び延長	幅員　４．０～４．２ｍ 延長　４８・２８ｍ

広島市告示（安佐南区）第１０８号

平成２４年１２月４日

平成６年９月５日付け広島市告示第３７４号で市道の路線の認定を告示した次の路線について，その終点の表示を変更し，次のとおりとします。

その関係図面は平成２４年１２月４日から平成２４年１２月１８日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

	道路の種類	路線名	起点	終点
変更前	市道	安佐南２区９８１号線	広島市安佐南区長楽寺一丁目６７２番地６地先	広島市安佐南区長楽寺一丁目甲６５７番地地先
変更後	市道	安佐南２区９８１号線	広島市安佐南区長楽寺一丁目６７２番地６地先	広島市安佐南区長楽寺一丁目６５７番地１地先

広島市告示（安佐南区）第１０９号

平成２４年１２月４日

道路の供用を次のように開始するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２４年１２月４日から平成２４年１２月１８日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	供用開始の期日
市道	安佐南２区９８１号線	広島市安佐南区長楽寺一丁目６７２番地６地先から広島市安佐南区長楽寺一丁目６５７番地１地先まで	平成２４年１２月４日

広島市告示（安佐南区）第１１０号

平成２４年１２月１２日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のように廃止しました。

この関係図書は，広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長　松　井　一　實

１　廃止番号　第１９号
２　廃止年月日　平成２４年１２月１２日
３　道路の位置　広島市安佐南区西原二丁目２１１１番１の一部及び２１１２番１の一部
４　幅員及び延長　幅員　４．００ｍ
　　延長　２４．００ｍ

広島市告示（安佐南区）第１１１号

平成２４年１２月２７日

次のとおり住居表示を実施します。

広島市長　松　井　一　實

１　住居表示を実施する区域
　安佐南区沼田町の一部
２　実施期日
　平成２５年１月７日
３　住居表示の方法
　街区方式
４　街区符号
　別添「第１４１次安佐南区沼田地区新町界町名及び街区符号図」のとおり。

第１４１次安佐南区沼田地区（伴東地区）新町界町名及び街区符号図

平成２５年１月７日

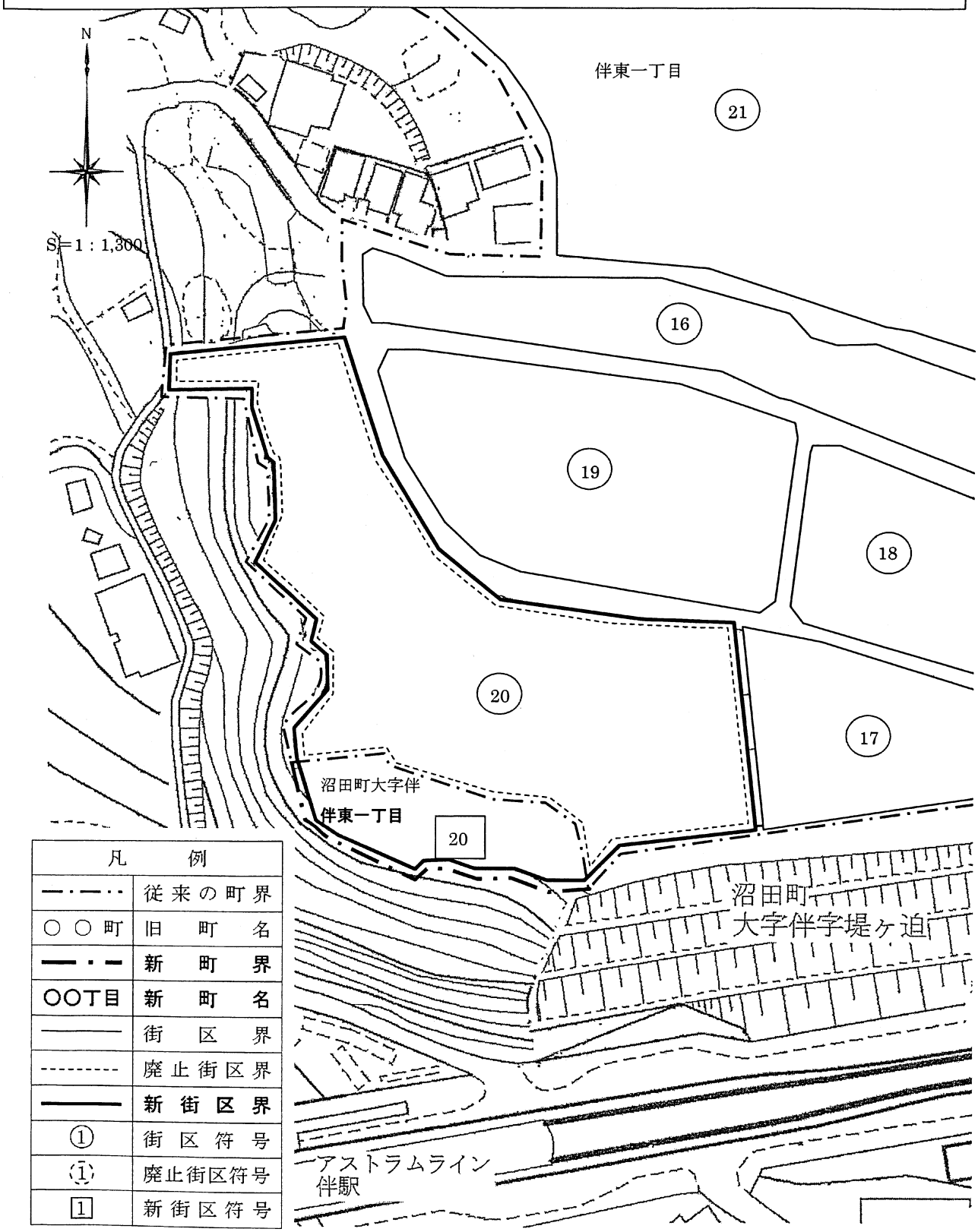

広島市告示（安佐南区）第１１２号

平成２４年１２月２７日

次のとおり市街化区域内の水路を廃止します。

その関係図面は，平成２４年１２月２７日から平成２５年１月１６日まで，広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松井一實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
水路	K3-E3-き-3-5-7号水路の一部	広島市安佐南区祇園三丁目550番1地先

広島市告示（安佐南区）第１１３号

平成２４年１２月２８日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は，広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長　松井一實

１　指定番号　第２０号
２　指定年月日　平成２４年１２月２８日
３　道路の位置　広島市安佐南区古市二丁目１４９６番１の一部，１４９６番２の一部，１４９８番２の一部，１４９９番１の一部及び安佐南２区９３号線の一部
４　幅員及び延長　幅員　４．２１ｍ
　　延長　３４．３２ｍ

広島市告示（安佐南区）第１１４号

平成２４年１２月２８日

長期間駐車されていた別紙自転車等については，平成２４年１２月２７日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については処分します。

広島市長　松井一實

別紙　略

広島市告示（安佐北区）第１７１号

平成２４年１２月１７日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松井一實

広島市告示（安佐北区）第１７２号

平成２４年１２月１７日

可部駅西口駐輪場内に，長期間駐車されていた別紙自転車等については，平成２４年１２月１４日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松井一實

別紙　略

広島市告示（安佐北区）第１７３号

平成２４年１２月２０日

道路の区域を次のように変更するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２４年１２月２０日から平成２５年１月９日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員（m）	敷地の延長（m）
市道	安佐北２区７８８号線	安佐北区狩留家町字鍛治屋原４８５５番１地先から安佐北区狩留家町字鍛治屋原４８５７番１地先まで	旧	３．５０～４．３０	３０．８０
			新	４．００～６．８０	

広島市告示（安佐北区）第１７４号

平成２４年１２月２０日

道路の供用を次のように開始するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２４年１２月２０日から平成２５年１月９日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐北２区７８８号線	安佐北区狩留家町字鍛治屋原４８５５番１地先から安佐北区狩留家町字鍛治屋原４８５７番１地先まで	平成２４年１２月２０日

広島市告示（安佐北区）第１７５号

平成２４年１２月２０日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１項の規定に基づき，平成５年２月２日付けで，不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した吹屋町内会（代表者　大下　寛之）について，次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長　松井一實

１　変更があった事項

事務所及び代表者の氏名住所

２　変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区可部三丁目３１番３号	広島市安佐北区可部三丁目２５番２０号
代表者の氏名住所	大下　寛之 広島市安佐北区可部三丁目３１番３号	岡田　英二 広島市安佐北区可部三丁目２５番２０号

広島市告示（安芸区）第８９号

平成２４年１２月１４日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条第１項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（安芸区）第９０号

平成２４年１２月１４日

安芸中野駅駐輪場内に，長期間駐車されていた下記の車両については，１２月１２日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので，告示します。

なお，１か月間保管した後，申出のない車両については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（安芸区）第９１号

平成２４年１２月１８日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は，広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

１　指定番号　第４号

２　指定年月日　平成２４年１２月１８日

３　道路の位置　広島市安芸区中野二丁目２９０番２の一部，２９２番４，２９３番４，２９５番２，２９６番２，２９７番２，２９８番２の一部，２９０番２地先から２９２番地先里道，２９５番２地先水路

４　幅　　員　４．００～４．１５メートル

５　延　　長　６１．７７メートル

広島市告示（安芸区）第９２号

平成２４年１２月１９日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は，広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

１　指定番号　第３号

２　指定年月日　平成２４年１２月１９日

３　道路の位置　広島市安芸区中野二丁目３６９番４の一部

４　幅　　員　５．００メートル

５　延　　長　２５．８９メートル

広島市告示（安芸区）第９３号

平成２４年１２月２７日

地方自治法第２６０条の２第１項の規定に基づき，平成１８年７月１８日付けで，不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した桜台自治会について，下記のとおり告示事項の変更がありましたので，同条第１０項の規定に基づき，これを告示します。

広島市長　松　井　一　實

記

変更があった事項及びその内容

１　事務所

広島市安芸区中野東三丁目４１番２号

２　代表者の氏名及び住所

西澤　幸男

広島市安芸区中野東三丁目４１番２号

広島市告示（安芸区）第９４号

平成２４年１２月２８日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条第１項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（安芸区）第９５号

平成２４年１２月２８日

中野東駅東口駐輪場内，中野東駅西口駐輪場内及び矢野駅自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた下記の車両については，１２月２６日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので，告示します。

なお，１か月間保管した後，申出のない車両については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（佐伯区）第１３９号

平成２４年１２月３日

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１７４条の４６第４項の規定に基づき，佐伯区役所農林建設部維持管理課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので，同項後段の規定により告示します。

広島市長　松井一實

１　委任を受けた区分任出納員
　佐伯区役所農林建設部維持管理課（佐伯運動公園管理センター）
　収納員　鈩　一也
　収納員　中野　康伸
２　委任させた事務
　公園照明点灯カード売払代金の収納
３　委任年月日
　平成２４年１２月１日
４　委任期間
　平成２４年１２月１日から平成２５年３月３１日まで

広島市告示（佐伯区）第１４０号

平成２４年１２月４日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた別紙自転車等については，平成２４年１１月３０日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松井一實

別紙　略

広島市告示（佐伯区）第１４１号

平成２４年１２月４日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松井一實

次のとおり　略

広島市告示（佐伯区）第１４２号

平成２４年１２月４日

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１７４条の４６第４項の規定に基づき，佐伯区役所農林建設部維持管理課区出納員の事務の一部委任を次のとおり解除させたので，同項後段の規定により告示します。

広島市長　松井一實

１　解除を受けた区分任出納員
　佐伯区役所農林建設部維持管理課（佐伯運動公園管理センター）
　収納員　石谷　寛
２　解除させた事務
　公園照明点灯カード売払代金の収納
３　解除年月日
　平成２４年７月３１日

広島市告示（佐伯区）第１４３号

平成２４年１２月４日

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１７４条の４６第４項の規定に基づき，佐伯区役所農林建設部維持管理課区出納員の事務の一部委任を次のとおり解除させたので，同項後段の規定により告示します。

広島市長　松井一實

１　解除を受けた区分任出納員
　佐伯区役所農林建設部維持管理課（佐伯運動公園管理センター）
　収納員　酒井　直治
２　解除させた事務
　公園照明点灯カード売払代金の収納
３　解除年月日
　平成２４年１０月３１日

広島市告示（佐伯区）第１４４号

平成２４年１２月６日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松井一實

次のとおり　略

広島市告示（佐伯区）第１４５号

平成２４年１２月１１日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松井一實

次のとおり　略

広島市告示（佐伯区）第１４６号

平成２４年１２月１１日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市

条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（佐伯区）第１４７号

平成２４年１２月１１日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた別紙自転車等については，平成２４年１２月１０日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（佐伯区）第１４８号

平成２４年１２月１１日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は，広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定番号　第６号
2　指定年月日　平成２４年１２月１１日
3　道路の位置　広島市佐伯区皆賀一丁目３番３２の一部，３番３３の一部
4　幅員及び延長　幅員　４．５０m～９．２５m
　　延長　３４．６６m

広島市告示（佐伯区）第１４９号

平成２４年１２月１４日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（佐伯区）第１５０号

平成２４年１２月１４日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（佐伯区）第１５１号

平成２４年１２月２１日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は，広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定番号　第７号
2　指定年月日　平成２４年１２月２１日
3　道路の位置　広島市佐伯区城山二丁目６番１８の一部
4　幅員及び延長　幅員　４．２０m
　　延長　３４．８m

広島市告示（佐伯区）第１５２号

平成２４年１２月２５日

次のとおり，住居表示を実施します。

広島市長　松　井　一　實

1　住居表示を実施する区域
　佐伯区石内北一丁目の一部
2　実施年月日
　平成２５年1月７日
3　住居表示の方法
　街区方式
4　街区符号
　別添「第１４４次佐伯区石内北地区新町界町名及び街区符号図」